

***** 国の認定支援制度等のサマリー（2021年7月29日時点） *****

補助金名		経営力向上計画	先端設備等導入計画
制度概要		経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請していただき、認定されることにより各種支援が受けられます。	「先端設備等導入計画」は、中小事業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
PRチラシ (概要を分かりやすく説明してあります)		https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyoka_pr.pdf	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/01_gaiyou/1-1_04_toushi.pdf
メニュー (優遇措置)	税制措置	設備投資における法人税優遇 (一括償却 or 税額控除10%)	設備への固定資産税優遇 (3年間ゼロ)
	金融措置	金利優遇 (政府系金融機関からの融資)	なし
	補助金での加点	* 持続化補助金	なし
	その他	* 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (融資・信用保証等) * 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減 * 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援 * M&Aの際、投資金額の70%以下を引当金として損金算入可能。	* 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (融資・信用保証等)
申請先		各官庁 (事業分野毎に異なる)	各自治体 (市町村)
申請方法		電子申請と申請書郵送の両方可能。 (2022年4月より電子申請のみになる予定)	* 申請書作成後、各自治体の窓口 (産業関連部署) へ提出
電子申請サイト		https://www.keiiryoku.go.jp/	なし
特設サイト		https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html
申請の手引き・ガイドブック		https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keiiryoku.pdf	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/01_gaiyou/1-1_02_tebiki.pdf
特記事項		事業再構築補助金・ものづくり補助金等を活用して設備投資する場合、2つの認定制度をセットで活用し、優遇税制措置を受けることを強く勧める。 税制優遇をうけるためには、原則、設備の購入前に認定を受ける必要あり。	